

外より、 おうち。



猫を飼っている方へ

室内飼いの すすめ

- ① 交通事故にあわない
- ② 猫同士のケンカによる怪我がない
- ③ 感染症になりにくい
- ④ ご近所トラブルが少ない



猫を捨てることは犯罪です。動物を捨てたり、傷つけたりすると法律で罰せられます。

○動物虐待・遺棄 1年以下の懲役または、100万円以下の罰金 ○動物殺傷 5年以下の懲役または、500万円以下の罰金
「動物の愛護及び管理に関する法律」(第44条)

東京都獣医師会墨田支部／墨田区役所生活衛生課 電話 03-5608-6939